

愛媛県教育委員会が採択した高等学校日本史教科書に係る
教員用教科書の購入に関する措置請求

(受付日：平成 25 年 6 月 11 日)

1 請求内容（要旨）

(1) 県教委は、弓削高等学校、土居高等学校及び三瓶高等学校において使用する地理歴史教科・日本史Bの教科書として明成社版歴史教科書を採択したが、当該教科書は問題が多く、歴史の事実と反しており、生徒にとって適切な教科書でなく、採択は違憲・違法である。

したがって、先行する違憲・違法な採択が直接的原因となる当該教科書の購入代金の支出は、違法な公金支出となる。

(2) このため、監査委員が知事に対し、次の措置を講ずるように勧告することを求める。

① 教科書が採択の目的に照らして適切な教科書であるか、採択が適正かつ公正になされたかについて点検・審査するなどし、再び同じような違憲・違法な先行行為が行われないよう、適切な措置を講じること。

② 教科書の購入のために支出した金額 3,180 円を県に対して補填させるとともに、採択を行った県教委ら関係人に対して、同額を連帯して返還させること。

(3) 当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

請求人らは、採択が違憲及び違法であることから、採択を直接的原因としてなされた教科書購入に係る支出が違法であると主張しているが、当該採択は、教科書購入と事実上直接的な関係に立つものではないから、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当するということとはできない。

また、請求人らは、財務会計行為に違法があると主張しているが、請求書に添付された書類は、いずれも教科書購入に関し違法又は不当な財務会計上の行為があることを監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示すものではない。

したがって、請求人らの主張は、住民監査請求の要件である、違法又は不当な財務会計上の行為があるとする根拠を監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示したものと認められず、かつ、違法又は不当な事実が存在することもうかがえないため、不適法な請求である。

なお、請求人らが求めている個別外部監査契約に基づく監査は、地方自治法に定められた要件を満たす場合に限り行うものであるから、当該請求について個別外部監査契約に基づく監査を行うのが相当か否かの判断は行わない。